

令和7年度認知症対応型共同生活介護（グループホーム）整備・運営事業者募集の応募に係る 質問事項

No	質問	回答
1	都内の会社だが、申請や住所変更等必要か。	会社の本店の所在地は公募や指定申請には関係がありませんので、特段の手続きは不要です。
2	認知症介護実践者研修・認知症対応型サービス管理者研修・認知症対応型サービス事業開始者研修はいつ頃までに受講しておく必要があるか。受講は何処で受けても良いのか、千葉県で実施されるものに限られるのか。	研修については公募時に修了している必要はありませんが、原則として指定申請書類を提出するときまでに修了している必要があります。指定申請書類は運営開始日の前々月の20日頃までに提出することとしています。また、研修の実施主体は千葉県に限定されません。他自治体を実施したもので構いません。